

SDGs 啓発広報物制作業務に係る契約候補者選定委員会評価基準

1 目的

SDGs 啓発広報物制作業務に係る契約候補者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

2 評価方法

事業者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、契約候補者を1者選定する。

3 評価項目

ア 評価のポイント及び配点

提案資料の内容に基づき、各選定委員が採点を行い、その平均を提案者の点数とする。

評価項目	評価のポイント	配点
提案内容 (65点)	「SDGs」の内容及び普及促進の重要性について理解したうえで、実践につながりやすい的確な企画提案であるか	25点
	幅広い層の方が興味を持ち、印象に残る企画となっているか	20点
	京都のまちを想起させる企画になっているか	10点
	環境に配慮した材料を使用するなど、持続可能性が高い仕様の提案になっているか	5点
	京都市政及び業務の目的について十分理解したうえでの企画提案となっているか	5点
実施体制等 (10点)	実施及び管理体制は整っているか。	5点
	過去の実績を十分有するか。	5点
価格点(※) (20点)	見積金額の妥当性	20点
追加項目点 (5点)	応募者がきょうとSDGsネットワーク制度に登録する事業者であるか	5点
合計		100点

※ 価格点について

以下の表に基づいて見積金額を点数化する（小数点以下は切り捨て）。

見積額	価格点
最低価格を提示した者(a)	20点
上記以外の者(b)	価格(a) ÷ 価格(b) × 20点

イ 評価方法

評価対象の各項目を以下の4段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	本市の要求水準を上回っており、優れている。	満点
B	記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	満点×0.8
C	記述に具体性がない。	満点×0.2
D	記述がない、又は本市の要求の意図に反している。	0点

4 契約候補者の決定方法

評価項目の各点数の合計点が最も高いものを契約候補者とする。

ただし、見積価格が実施要領「3（3）本業務に係る見積額の上限」で定める上限を超えている場合については失格とし、評価対象外とする。

なお、合計得点が60点に満たない者は最も高い点数であっても契約候補者とならない。